

令和3年度

茅ヶ崎市男女共同参画推進センター
(いこりあ)
事業概要



茅ヶ崎市



「茅ヶ崎市男女共同参画推進センター」は、平成25年4月に「茅ヶ崎市女性センター」から名称変更することに伴い愛称を募集し、イコールな場所を意味する造語である「いこりあ」に決定しました。

★理由★

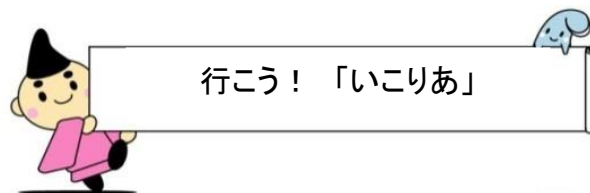
イコール equal（英語：同一であること）に場所を表す接尾語（接尾辞）の-ia を付したものです。

★応募者からのメッセージ★

この愛称が市民の皆さんに広く知られて、男女が互いにいっそう尊重しあい、あらゆる分野に共同で参画する意義を再認識され、またセンターがいきいきとした男女共同参画社会の実現の拠点として発展されることを願っております。

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざし、「茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ」を活動拠点として、より一層暮らしやすい社会の実現に向けて取り組んでいきます。

えぼし麻呂とミーナ



目 次

1	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターの歩み	1
2	施設の概要	2
	（1）設置目的	2
	（2）所在地	2
	（3）床面積・貸出面積	2
	（4）概要	2
	（5）配置図	2
	（6）開館日時	3
3	施設管理事業	3
	（1）建物管理業務	3
	（2）各種サービス	3
	（3）施設の利用状況	4
	（4）利用状況の推移	4
	（5）会議室を利用できる方	5
	（6）利用者の登録について	5
	（7）利用申請手続き	5
	（8）新型コロナウイルス感染症対策	6
4	令和3年度実施事業	6
	（1）第2次ちがさき男女共同参画推進プラン 基本目標と目標	6
	（2）託児サポーター事業	7
	（3）男女共同参画課における事業数、受講者及び託児数の推移	7
	（4）事業内容（男女共同参画推進事業）	8
	（5）事業内容（女性に対する暴力をなくす運動）	15
	（6）情報コーナーに新たに加わった図書リスト	16
	（7）情報紙の発行	16
5	相談事業	17
	（1）設置目的	17
	（2）相談内容	17
	（3）相談実績	18
6	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体	19

	(1) 国際ソロプチミスト茅ヶ崎	19
	(2) 茅ヶ崎市食生活改善推進団体	20
	(3) 茅ヶ崎市母子寡婦福祉会	21
	(4) マザーアース茅ヶ崎	22
	(5) ミクシテ「ちがさき男女平等参画プラン」を推進する会	23
7	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター条例（抜粋）	24
8	茅ヶ崎市男女共同参画推進センター 案内図	30

1 茅ヶ崎市の男女共同参画の歩み

女性施策の総合的推進を図るため、昭和61年（1986年）に庁内関係各課で構成する「茅ヶ崎市婦人関係行政推進連絡協議会」（平成8年（1996年）「茅ヶ崎市女性行政推進会議」、平成14年（2002年）「茅ヶ崎市男女共同参画推進会議」に改称）を設置しました。

また、市民による茅ヶ崎市婦人問題懇話会の提言を経て、平成3年（1991年）に委員13人で構成する「茅ヶ崎市女性行動計画策定委員会」を設置し、女性に関わる問題を解決するため、平成5年（1993年）に「ちがさき女性プラン」を策定しました。

そして、平成5年度（1993年度）から企画部文化室を女性行政の窓口とするとともに、諮問機関として市民で構成する「ちがさき女性プラン推進協議会」を設置しました。

平成10年（1998年）に、茅ヶ崎市女性センター（昭和58年（1983年））を現在地に移転、市長室市民活動推進課女性政策担当を茅ヶ崎市女性センター内に設置しました。

平成13年（2001年）に「ちがさき男女平等参画プラン」を策定し、その推進、調査研究及び啓発事業の実施に努めてきました。

平成14年（2002年）に企画部男女参画社会課となり、女性の生活上の様々な悩みを相談する窓口として、「女性のための相談室」を同年10月に開設しました。

平成17年（2005年）には、新たに4つの重点的に取り組むべき課題等を設定し、「ちがさき男女平等参画プラン」を見直し、改訂を行いました。

平成22年度（2010年度）には文化生涯学習部男女共同参画課となり、「ちがさき男女共同参画推進プラン」（平成23年度～27年度）を策定しました。

平成24年度（2012年度）に条例改正を行い、平成25年（2013年）4月1日に茅ヶ崎市女性センターを茅ヶ崎市男女共同参画推進センター（愛称：いこりあ）（以下、「男女共同参画推進センター」という。）と改称しました。

平成27年（2015年）には、更なる男女共同参画社会の形成の推進に向けて「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」（平成28年度～32年度）を策定しました。

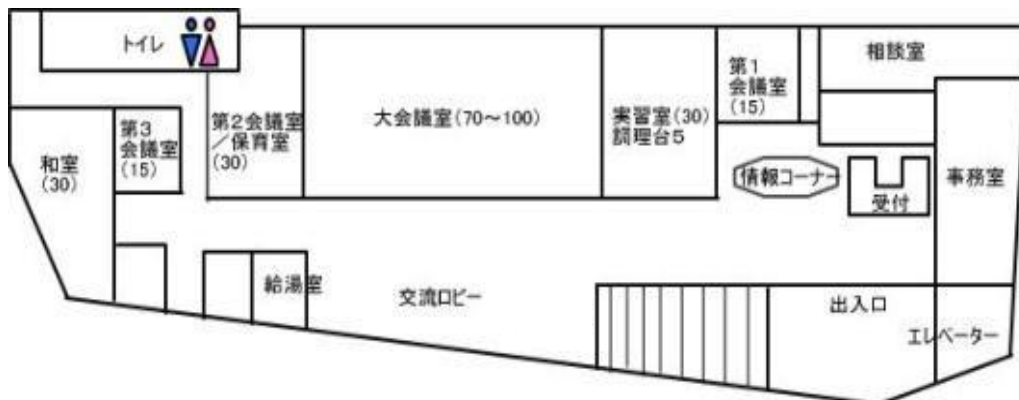
令和2年（2020年）には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、茅ヶ崎市総合計画（令和3年度～12年度）に係る実施計画の策定期間が2年間延期になったことから、次期プランの策定を延期し、「第2次ちがさき男女共同参画推進プラン」の計画期間を当面の間（令和4年度を目途）、延伸しました。

2 施設の概要

- (1) 設置目的 男女共同参画社会の実現をめざし、市民に学習の機会及び活動の場を提供し、女性の社会参加の促進及び地位の向上に寄与するため。
- (2) 所在地 〒253-0044
茅ヶ崎市新栄町12-12 茅ヶ崎トラストビル4階
- (3) 床面積 887.25㎡
貸出面積 311.98㎡
- (4) 概要

会議室名	定員	面積	特徴
大会議室	100人	103.70㎡	講演会や会議に使用できます。軽度の体操は可能です。
第1会議室	15人	24.14㎡	小規模の会議に使用できます。
第2会議室	30人	48.25㎡	おもちゃや絵本があり、保育室としても使用できます。
第3会議室	15人	24.41㎡	小規模の会議に使用できます。
和室	30人	47.48㎡	会合のほか、少人数の体操も可能です。
実習室	30人	64.00㎡	調理実習ができます。調理台は5台あります。

(5) 配置図



(6) 開館日時

開 館 日	毎週月曜日から土曜日まで	
利用時間	午前	9時00分～12時30分
	午後	12時30分～17時00分
	夜間	17時00分～21時00分
	(ただし、7月から9月まで夜間21時30分まで開館)	
休 館 日	日曜日、年末年始(12月28日から1月3日まで)	

3 施設管理事業

男女共同参画推進センターでは、皆様に安心して利用していただけるよう施設を管理し、その他各種サービスを実施しています。

(1) 建物管理業務

警備、消防用設備保守点検、昇降機保守点検、空調換気扇点検、電気設備保守点検、自動ドア保守点検、冷温水機・空調設備保守点検、加圧ポンプユニット保守点検をビル管理会社と共に実施しています。

(2) 各種サービス

No.	項 目	内 容
1	電子複写機	1面につき10円
2	印刷機	用紙持参(製版1回につき500枚まで100円)
3	テレビ、ビデオ	無料
4	CDラジカセ	無料
5	図書	無料、閲覧及び貸出し。貸出期間は14日間
6	ビデオテープ	無料、貸出し、貸出期間は14日間
7	掲示板	無料、団体のポスターやチラシの掲示
8	コインロッカー	無料、コイン式ロッカー
9	給湯設備及び備品	無料、急須及び湯飲みの使用は休止



男女共同参画推進センターいこりあ 図書コーナー

(3) 施設の利用状況

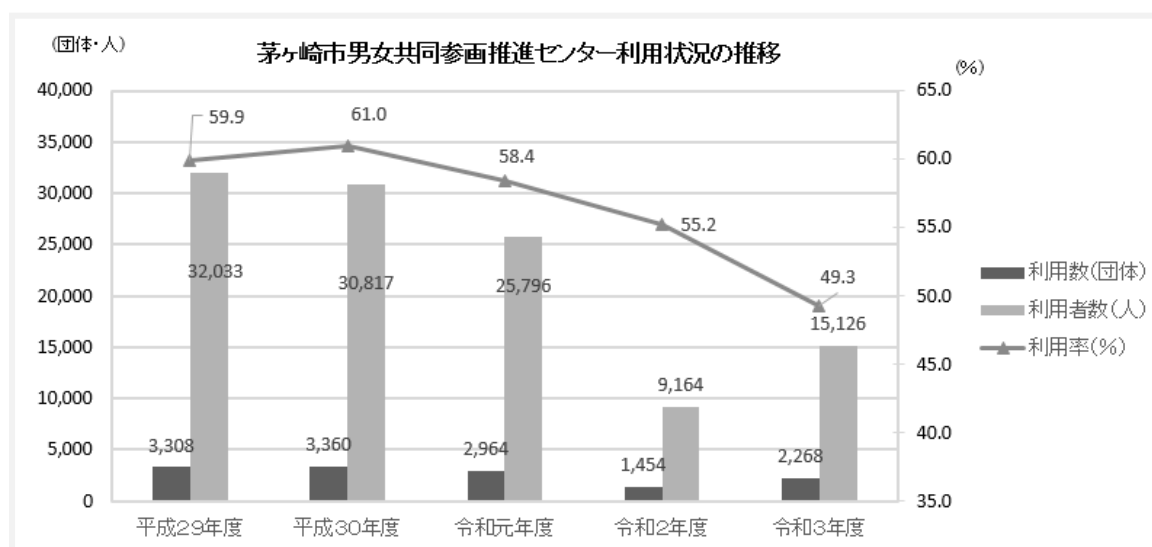
場 所	区分	団体数	男性（人）	女性（人）	合計（人）	*利用率（％）
大会議室	午前	272	422	2, 270	2, 692	88. 6
	午後	250	312	1, 369	1, 681	81. 4
	夜間	237	447	919	1, 366	77. 2
第1会議室	午前	127	100	517	617	41. 4
	午後	177	115	754	869	57. 7
	夜間	142	784	384	1, 168	46. 3
第2会議室	午前	165	71	931	1, 002	53. 7
	午後	189	57	732	789	61. 6
	夜間	19	23	127	150	6. 2
第3会議室	午前	24	13	73	86	7. 8
	午後	71	37	265	302	23. 1
	夜間	30	31	111	142	9. 8
和 室	午前	248	86	1, 630	1, 716	80. 8
	午後	203	69	1, 270	1, 339	66. 1
	夜間	114	792	415	1, 207	37. 1
実習室	午前	0	0	0	0	0. 0
	午後	0	0	0	0	0. 0
	夜間	0	0	0	0	0. 0
合 計		2, 268	3, 359	11, 767	15, 126	49. 3%

(期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日)

*利用率＝利用団体数÷開館日数（令和3年度307日）

*令和3年度、実習室は利用休止

(4) 利用状況の推移



(5) 会議室を利用できる方

- ①男女共同参画社会の形成に関する事業を行う者
- ②生涯学習に関する事業を行う団体で市長が適当であると認めるもの
- ③その他市長が適当であると認める者

(6) 利用者の登録について

施設を利用するには、事前に「一般利用団体」としての申請が必要です。
登録番号をお持ちでない方は、男女共同参画推進センターへご来館のうえ、「利用登録申込書」を記入し、申請を行います。

- ①センターで「利用登録申込書」を提出します。
- ②団体ごとに「登録番号」が付与されます。
- ③茅ヶ崎市公共予約システムで「登録番号」を使用し、施設の予約をします。

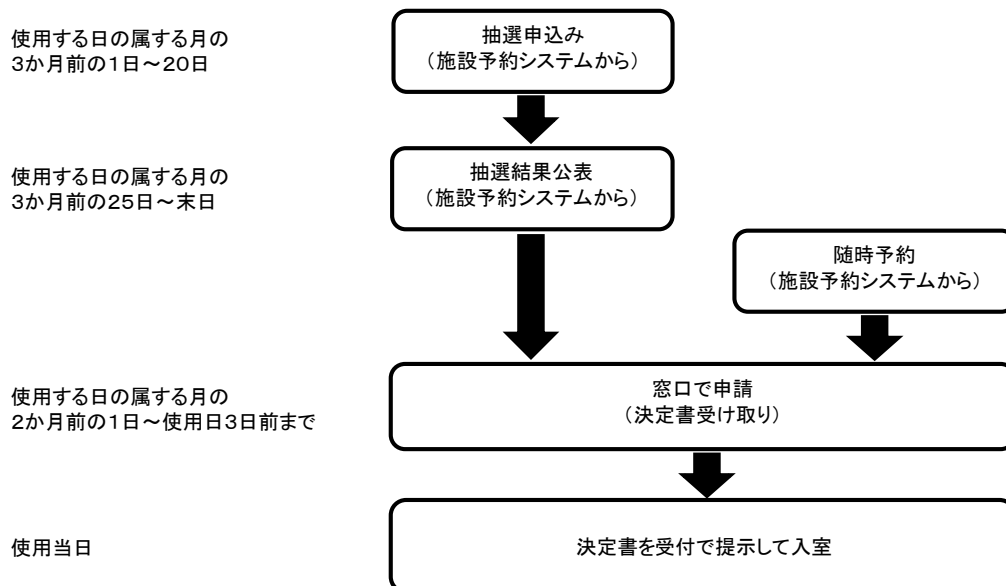
(7) 利用申請手続き

登録番号が付与されたら、茅ヶ崎市公共施設予約システムで施設の抽選の申込みや空き状況の確認、申込手続きをします。

例：9月1日に使用したい場合

- ① 6月1日～20日（抽選申込み） ② 6月25日抽選結果公表
- ③（当選したら）7月1日～8月29日までに窓口で利用申請します。

会議室利用の流れ



※茅ヶ崎市公共施設予約システムは、公共端末（市内35か所*令和4年4月時点）・インターネット・携帯電話で利用できます。

(8) 新型コロナウイルス感染症対策

- ・各会議室等及び交流ロビーについて、定員を削減しました。また、実習室は利用制限を行います。
- ・施設の閉館時間については、夜間の外出自粛の要請などに合わせ、20時までとするなどの対応を行いました。
- ・令和4年度からは利用人数の上限を定員より減らす処置は終了し、定員を戻しました。

会議室名	定員	利用人数の上限
大会議室	100人	50人
第1会議室	15人	8人
第2会議室	30人	15人
第3会議室	15人	5人
和室	30人	15人
実習室	30人	利用休止
交流ロビー	20席	10席

4 令和3年度実施事業

男女共同参画推進センターを活動拠点として、第2次ちがさき男女共同参画推進プランの目標に基づいて、女性問題の解決や女性があらゆる面で力をつけること（エンパワメント）への支援、啓発講座や研修会を実施しています。

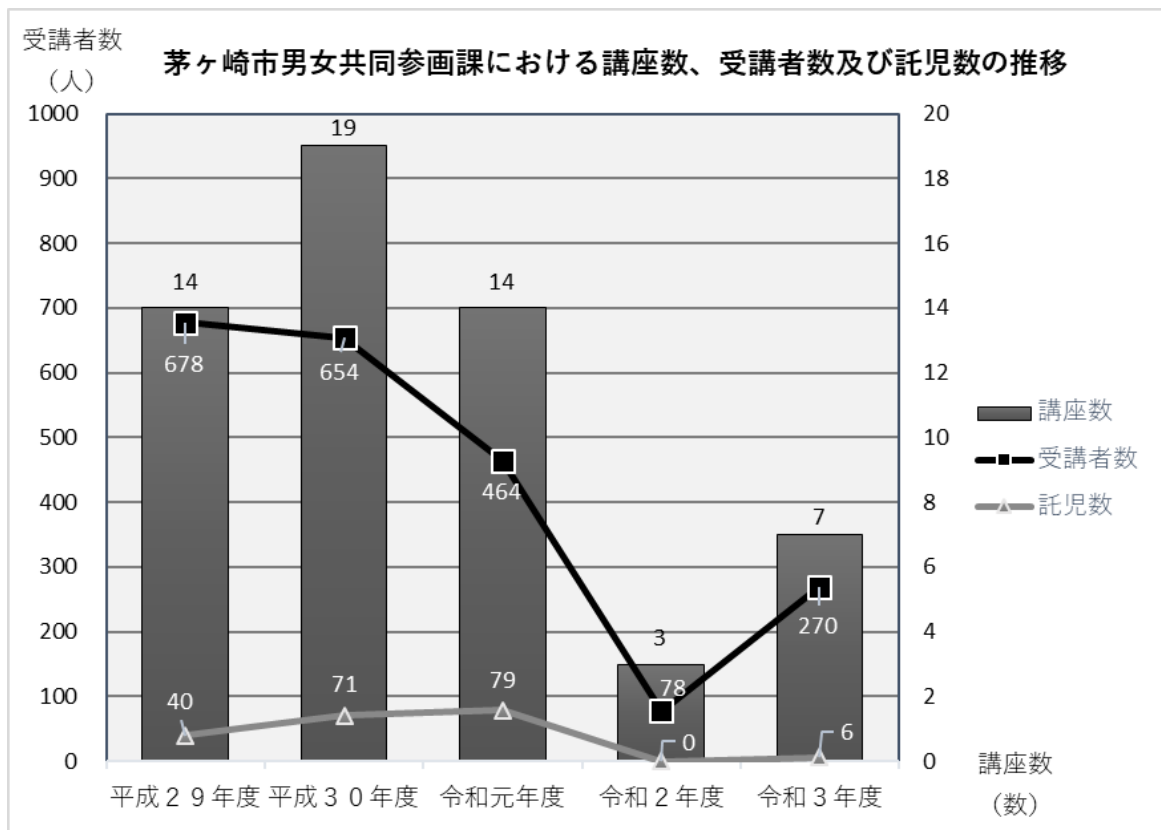
(1) 第2次ちがさき男女共同参画推進プラン 基本目標と目標

目標 NO.	内 容
基本目標 1	男女共同参画の意識啓発の推進
目標 1	男女共同参画についての理解を促進する
目標 2	平和の尊さを啓発する事業と国際連携および協力を推進する
目標 3	人権尊重に対する理解を促進する
基本目標 2	仕事と生活の両立ができる環境整備の促進
目標 4	働きやすい環境をつくる
目標 5	子育て、介護がしやすい環境をつくる
目標 6	男性の家庭生活や地域生活への参画を進める
基本目標 3	配偶者等に対する暴力の根絶 【茅ヶ崎市DV対策基本計画】
目標 7	暴力根絶のための意識啓発を推進する
目標 8	暴力に関する相談体制の充実を図る
目標 9	暴力の被害者の保護・支援体制を確立する
基本目標 4	生涯を通じた健康づくりと福祉の充実
目標 10	女性の生涯にわたる健康を支援する
目標 11	様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備する
基本目標 5	男女が共に参画するまちづくりの推進
目標 12	政策・方針決定過程の場に女性の参画を増やす
目標 13	地域における男女共同参画を推進する

（２）託児サポーター事業

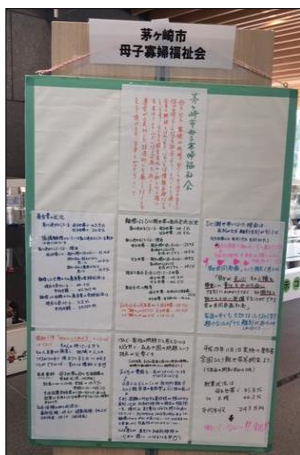
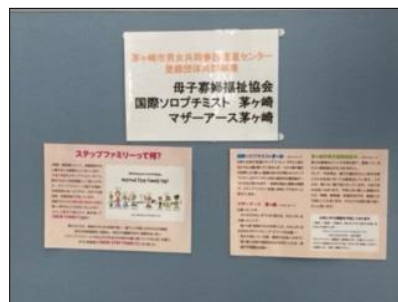
男女共同参画推進センターでは、子育て中の人々が市主催の講座や会議等に参加できるよう、託児を実施しています。託児スタッフは毎年３月に市内在住の方を対象に登録してもらい、対象の事業へボランティアとして派遣しています（資格不問）。

（３）男女共同参画課における事業数、受講者数及び託児数の推移



(4) 事業内容 (男女共同参画推進事業)

展示名	男女共同参画週間事業に関するパネル展
プラン	基本目標 男女共同参画の意識啓発の推進 目標1 男女共同参画についての理解を促進する
日 時	令和3年6月22日(火) から6月30日(水) まで
場 所	茅ヶ崎市役所本庁舎1階 ふれあいプラザ



講座名	パパの子育て応援講座 お父さんのためのほしつ☆メソッド				
プラン	基本目標 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進 目標5 子育て、介護がしやすい環境をつくる 目標6 男性の家庭生活や地域生活への参画を進める				
日 時	令和3年10月9日（土）10時から12時まで				
場 所	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ 大会議室				
講 師	子ども育成相談課 主事 小山 織星				
対 象	0歳から未就学児の父親、これから父親になる方（夫婦での参加可）				
定 員	30人				
内 容	ほしつメソッドとはみんなでしつけの練習をする講座です。子どもへの伝わりやすい言い方・ほめ方・注意のしかたを練習します。毎年100人以上の方が受講されている講座をパパ向けに開催します。				
受講者	5人	男 性	4人	託 児	2人

いこりあ 講座案内 パパの子育て応援講座

10/9 (土)

10:00～12:00
(9:45受付開始)

いこりあ 大会議室



お父さんのための「ほしつ☆メソッド」
(子育て練習講座)

ほしつ☆メソッドとは、みんなでしつけの練習をする講座です。
子どもへの伝わりやすい言い方・ほめ方・注意のしかたを練習します。
毎年100人以上の方が受講されている講座をパパ向けに開催します！

対象 : 0歳～未就学児の父親、これから父親になる方。
(夫婦での参加可)

定員 : 先着30名

託児 : 先着10名(無料、6カ月から未就学児まで)

申込期間: 9月2日(木)～10月4日(月)

託児の申込は、9月28日(火)まで

【お申込みはこちら】

【お問合せ】 茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課 ☎ 0467-57-1414

・講座概要

「ほしつ」とは、「ほめる」、「しかる」、「つたえる」の頭文字を取った言葉です。
お父さん向けの講座では、子どもへの基本的な8つの対応技術「ちはっさく」のうち代表的なものをみんなで楽しく練習します。

講師
子ども育成相談課
小山 織星



・会場アクセス

茅ヶ崎市新栄町12-12
茅ヶ崎トラストビル4階
(茅ヶ崎駅北口より徒歩5分程度)

※自転車の駐車場はございません。
公共の交通機関をご利用ください。



<<注意事項>>

※観望席の確保により、女性のみ参加はご遠慮いただきます。あらかじめご了承ください。

※ご連絡いただきました個人情報保護は適正に取り扱い、今回の講座以外には使用いたしません。万が一、新型コロナウイルス感染発生等の疑いがある場合は、必要に応じて保健所等の公的機関に情報を提供することがあります。

※体調が悪い又は発熱等の症状がある場合は、参加をご遠慮ください。

※ご来場の際は、マスクの着用をお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、講座の開催を中止させていただく場合があります。

講座名	パパの子育て応援講座 パパ's絵本 ライブ&トーク				
プラン	基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進 目標5 子育て、介護がしやすい環境をつくる 目標6 男性の家庭生活や地域生活への参画を進める				
日 時	令和3年10月10日(日) 10時から12時まで				
場 所	茅ヶ崎市立図書館 第1会議室				
講 師	安藤 哲也氏、西村 直人氏、田中 尚人氏 (パパ's絵本プロジェクト)				
定 員	30人(15組程度)				
内 容	父親の育児への積極的参加をテーマとした親子で楽しめる絵本の読み聞かせと、父親の視点に立った子育てトークのライブを実施します。0歳～未就学児の父親(母親)、プレパパ(ママ)を対象にしたセミナーとします。				
受講者	16人	男性	5人	子ども	6人

いこりあ 講座案内 **パパの子育て応援講座**



10/10 (日)

10:30~12:00
(10:00受付開始)
図書館 第1会議室

パパ's 絵本ライブ&トーク

親子で楽しめる絵本の読み聞かせと、
父親視点に立った子育てトークのライブを開催します。
先輩パパから育児のコツを学んでみませんか。

対象 : 0歳～未就学児と父親、これから父親になる方。
(夫婦での参加可)

定員 : 先着30名(15組程度)

申込期間 : 9月2日(木)～10月4日(月)



【お申込みはこちら】

【お問合せ】 茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課 ☎ 0467-57-1414

・講師プロフィール

パパ's 絵本プロジェクト
NPO法人ファザーリングジャパン

安藤 哲也 さん(写真 左)
田中 尚人 さん(写真 右)
西村 直人 さん(写真 中央)



・会場アクセス

茅ヶ崎市東海岸北
1-4-55
(茅ヶ崎駅南口より徒歩7分程度)

※自動車の駐車場はございません。
公共の交通機関をご利用ください。



<<注意事項>>

※講座開催の趣旨により、女性のみ参加はご遠慮いただきます。あらかじめご了承ください。

※ご連絡いただきました個人情報等は適正に取り扱い、今回の講座以外には使用いたしません。万が一、新型コロナウイルス感染発生などの疑いがある場合は、必要に応じて保健所等の公的機関に情報を提供することがあります。

※体調が悪い又は発熱等の症状がある場合は、参加をご遠慮ください。

※ご来場の際大人の方は、マスクの着用をお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、講座の開催を中止させていただく場合があります。

講座名	女性のための、仕事で役立つアサーティブ講座			
プラン	基本目標 3 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進 目標 4 働きやすい環境をつくる			
日 時	令和3年11月16日（火）10時から12時まで			
場 所	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ 大会議室			
講 師	特定非営利活動法人アサーティブジャパン認定講師 中野 満知子氏			
対 象	女性			
定 員	30人			
内 容	アサーションの基本的な考え方である自己尊重の考えを理解した上で、自分の意見や要求を適切に相手に伝える方法を学ぶことで、家庭や職場等の様々な場面で円滑な人間関係を構築できるようにします。			
受講者	9人	男 性	託 児	2人

いこりあ 講座案内 伝えることの難しさを感じていませんか！？

・講師プロフィール

11/16 (火)
10:00～12:00
(9:45受付開始)
いこりあ 大会議室



女性のための



中野 満知子 さん

札幌生まれ。1989年自主グループを設立。女性学を学びながら、講座や講演会などを企画、実施。ミニコミ紙発行などの活動続ける中、1995年アサーティブトレーニングに出会う。その後トレーナーとしての研修を積み、98年、森田汐生とアサーティブジャパンを立ち上げた。12年間事務局長を務めたのち退任。
現在、アサーティブジャパン認定講師として活躍中。

仕事で役立つアサーティブ講座

アサーティブとは、
自分も相手も尊重した自己主張・自己表現の方法です！

職場や友人、夫婦関係に至るまでコミュニケーションが必要な場面は数多くあります。雰囲気を壊さず相手に相手の顔色をうかがったり、自分の気持ちや考えを話すことを諦めてはいませんか？
自分の気持ちを大切に、率直に相手に伝えるコミュニケーションを講義とワーク形式で一緒に学びましょう！

対象 : 女性
定員 : 先着30名
託児 : 先着5名（無料、6ヵ月から未就学児まで）
申込期間 : 10月19日(火)～11月9日(火)
託児の申込は、11月2日（火）まで



【お申込みはこちら】

・会場アクセス

茅ヶ崎市新栄町12-12
茅ヶ崎トラストビル4階
(茅ヶ崎駅北口より徒歩5分程度)

※自動車の駐車場はございません。
公共の交通機関をご利用ください。



【お問合せ】 茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課 ☎ 0467-57-1414

※この募集案内は、個人情報保護法に基づき、公開の場には使用いたしません。万が一、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、必要に応じて保健所等の公的機関に情報を提供することがあります。
※体調が悪い又は発熱等の症状がある場合は、参加をご遠慮ください。
※ご来場の際は、マスクの着用をお願いします。
※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、講座の開催を中止させていただく場合があります。

講座名	女性のライフスタイルに合わせたマネー講座				
プラン	基本目標2 仕事と生活の両立ができる環境整備の促進 目標4 働きやすい環境をつくる 基本目標4 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実 目標1 1 様々な困難を抱える人々が安心して暮らせる環境を整備する				
日 時	令和3年12月21日（火）10時から12時まで				
場 所	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ 大会議室				
講 師	神奈川県金融広報委員会 金融広報アドバイザー 秋山 友美氏				
対 象	女性				
定 員	女性30人〈申込制(先着)〉				
内 容	結婚、出産、子育て、介護、離婚など女性の人生に起こりうる様々な変化を知り、自分らしい人生を送るために必要なお金に関する情報を提供することで、女性が自分らしく働き、自分らしく生きることができる社会を考えてもらいます。				
受講者	8人	男 性		託 児	2人



12/21 (火)
10:00～12:00
(9:45受付開始)
いこりあ 大会議室

女性のライフスタイルに 合わせたマネー講座

結婚、出産、子育て、離婚などの女性の人生に起こりうる様々な変化において必要なお金の知識と、働き方によって変わる収入などの知識を学びます。

対象 : 女性
 定員 : 先着30名
 託児 : 先着5名 (無料、6カ月未満未就学児まで)
 申込期間 : 11月24日(水)～12月16日(木)
 託児の申込は、12月7日(火)まで



【お申込みはこちら】



・講師紹介

秋山 友美 (あきやま ともみ) さん

神奈川県金融広報委員会
金融広報アドバイザー

・会場アクセス

茅ヶ崎市新栄町12-12
茅ヶ崎トラストビル4階
(茅ヶ崎駅北口より徒歩5分程度)

※自動車の駐車場はございません。
公共の交通機関をご利用ください。



<<注意事項>>

- ・ご連絡いただきました個人情報は適正に取り扱い、今回の講座以外には使用いたしません。万が一、新型コロナウイルス感染発生の際には、必要に応じて保健所等の公的機関に情報を提供することがあります。
- ・体調が悪い又は発熱等の症状がある場合は、参加をご遠慮ください。
- ・ご来場の際は、マスクの着用をお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、講座の開催を中止させていただく場合があります。

【お問合せ】 茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課 ☎ 0467-57-1414

講座名	子どもの未来のために大人ができること。～スマホ・SNSなどのサイバー犯罪予防法を学ぼう～			
プラン	基本目標 1 男女共同参画の意識啓発の推進 目標 3 人権尊重に対する理解を促進する			
日 時	令和4年1月28日（金）10時から12時まで			
場 所	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ 大会議室			
講 師	神奈川県警察本部生活安全部サイバー犯罪捜査課 情報セキュリティアドバイザー 外野 智喜氏 ※文教大学学生ボランティア（3～4名）			
対 象	一般（主に児童・生徒の保護者）			
定 員	30人（申込制(先着)）			
内 容	子どもの保護者等を対象に、スマートフォン等の急速な普及により加速するサイバー社会のなかで、そこに潜む危険から子どもたちを守るための知識を学んでもらいます。			
受講者	2人	男 性	1人	託 児

インターネットの危険から 1/28 (金)
無料 10～12時

子どもを守りませんか？



神奈川県警 サイバー犯罪捜査課 講演会
「子どもの未来のために大人ができること。」
～スマホ・SNSなどのサイバー犯罪予防法を学ぼう～

コロナの影響による外出自粛が続き、子どもたちがインターネットを利用する機会が増えたとされています。「ソーシャルネットワークサービス(SNS)」は、「いじめ」や、安易な情報発信などによる「プライバシーの流出」が問題となっていますし、犯罪に巻き込まれたり、自分の投稿により引き起こしたりする危険性もあります。
 また、市内小・中学校では、GIGAスクール構想が始まり、児童・生徒用にタブレット端末が整備されたこともあり、より一層インターネットが身近になってきます。
 子どもたちをサイバー犯罪等の被害者にも加害者にもさせないために、大人ができることを一緒に考えてみませんか。

会 場 男女共同参画推進センターいこりあ 大会議室
 （茅ヶ崎市新栄町12-12 茅ヶ崎トラストビル4階）

定 員 30人 ※託児あり 6か月から未就学児まで5人（申込制・先着順）

講 師 神奈川県警察本部 生活安全部サイバー犯罪捜査課
 情報セキュリティアドバイザー 外野 智喜氏

申し込み ホームページ（1月4日（火）～21日（金））
 ※託児申し込みは、1月14日（金）まで

※新型コロナウイルス感染症大状況によっては、中止・オンライン開催への切り替えとなる可能性があります。

申込はコチラから



主催：茅ヶ崎市文化生涯学習部男女共同参画課
茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課

講座名	中学生向けデートDV予防講座				
プラン	基本目標3 配偶者等に対する暴力の根絶 目標7 暴力根絶のための意識啓発を推進する				
日時	令和4年2月28日（月） 8時50分から10時20分まで				
場所	西浜中学校				
講師	認定NPO 法人エンパワメントかながわ 藤井 和子氏 他2名				
対象	西浜中学校 3年生				
定員	90人				
内容	デートDVの特徴と実態を理解し、防止の対策などを伝え、若年層に向けた暴力根絶のための意識啓発を推進します。				
受講者	90人	男性		託児	

講座名	中学生向けデートDV予防講座				
プラン	基本目標3 配偶者等に対する暴力の根絶 目標7 暴力根絶のための意識啓発を推進する				
日時	令和4年3月4日（金） 13時35分から15時05分まで				
場所	北陽中学校 体育館				
講師	認定NPO 法人エンパワメントかながわ 理事長 阿部 真紀氏 他2名				
対象	北陽中学校 3年生				
定員	140人				
内容	デートDVの特徴と実態を理解し、防止の対策などを伝え、若年層に向けた暴力根絶のための意識啓発を推進します。				
受講者	140人	男性		託児	

(5) 事業内容（女性に対する暴力をなくす運動）

内閣府などが主唱する「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間）の趣旨を踏まえ、DV予防に関する展示を行います。また、DV予防等の事業を行っている男女共同参画推進センターの存在の認知度を向上させるため、紹介を行うとともに、さらに男女共同参画についての理解を深めるため、男女共同参画推進に寄与する活動を行っている登録団体の展示を行いました。

展示名	女性に対する暴力をなくす運動に関するパネル展
プラン	基本目標 男女共同参画の意識啓発の推進 目標1 男女共同参画についての理解を促進する 基本目標 配偶者等に対する暴力の根絶 目標7 暴力根絶のための意識啓発を推進する
日 時	令和3年11月12日（金）から11月25日（木）まで
場 所	茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ



(6) 情報コーナーに新たに加わった図書リスト

NO	図書名	著者名	出版社
1	写真で見る近代オリンピック栄光の歴史ーより速く、より高く、より強く	オリンピック文化遺産財団[篇]	ハーパーコリンズ・ジャパン
2	東京 2020 パラリンピック特別号	つなひろワールド 2021	星雲社
3	マケドニア民話	茅ヶ崎市文化団体協議会 湘南シレーネ	-
4	やさしくわかる 17 の目標 SDG s おはなし絵本 ひと①	松葉口 玲子	学研
5	やさしくわかる 17 の目標 SDG s おはなし絵本 ひと②	松葉口 玲子	学研
6	やさしくわかる 17 の目標 SDG s おはなし絵本 ゆたかさ	松葉口 玲子	学研
7	やさしくわかる 17 の目標 SDG s おはなし絵本 地球	松葉口 玲子	学研
8	やさしくわかる 17 の目標 SDG s おはなし絵本 平和・パートナーシップ	松葉口 玲子	学研

(タイトル 50 音順)

(7) 情報紙の発行

情報紙「いこりあ通信」は、男女共同参画に関わる施策や啓発事業に関する情報をわかりやすく市民に提供するため、年 1 ～ 2 回発行しています。

・配布場所 市役所、男女共同参画推進センター、その他公共施設

巻 数	内 容
第16号（令和4年3月発行）	「ジェンダー平等ってなんだろう?」、令和4年度上半期のおすすめ講座・イベントの紹介、女性のための相談室・法律相談

いこりあ通信
第16号 男女共同参画情報紙
令和4年(2022年)3月

ジェンダー平等ってなんだろう?

SDGsは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

茅ヶ崎市総合計画では、政策の基本的な方向となる「政策目標」の達成に向けた取組がSDGsのどのゴールに寄与するかを明らかにして、持続可能なまちづくりを進めています。

ゴール5 「ジェンダー平等を実現しよう」の「ジェンダー平等」とは、ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあひ、あらゆる物事を一緒に決めることができることを意味しています。

男性と女性は、身体づくりは違いますが、平等です。ところが、個人の希望や能力ではなく、「性別」によって生き方や働き方の選択が決められてしまっていることがあります。

例えば、今、世界で起こっている問題は?

6歳から11歳の子どものうち、一生学校に通うことができない女の子は男の子の約2倍です。

世界中で、法律や制度を変えたり、教育やメディアを通じた意識啓発を行うことで、社会的・文化的に作られた性別(ジェンダー)を問い直し、ひとりひとりの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を創るための取組が行われています。

同時に、「女の子だから」「女性だから」という理由で画一的な壁を取り除き、自分の人生を自分で決められ生きるための力を身につける取組(エンパワーメント)も行われています。

データ提供: 国連開発計画(UNDP) 世界開発指標(HDI)より引用

これって男女平等?

全国で男女ともに就労と育児と両立はしやすい期間(1日あたり)

2016年に総務省が行った調査によると、日本では、6歳未満の子どもを持つ家庭で、夫が1日に家事・育児などに費やす時間は平均1時間23分で、妻が7時間34分。他の先進国と比較しても、夫が費やす時間は少なくなっています。

日本の女性の国会議員の割合(国・県別)

2020年1月時点で、国会議員のうち女性が半数以上の国は、ルワンダ(61.3%)、キューバ(53.2%)、ボリビア(53.1%)、アラブ首長国連邦(50.0%)の4カ国しかありません。日本は16.5割目で、女性の議員は、全国会議員の10%未満です。

自分ごととして考えよう!

「女の子だから」「男の子だから」という性別による決めつけやイメージで妄断など思うことを、どういったらいいのか、考えてみましょう。

5 相談事業

(1) 設置目的

家庭で、地域で、職場で様々な悩みを抱える女性の自立支援を目的として、「女性のための相談室」を男女共同参画推進センターに設置しています。

(2) 相談内容

夫婦・家族・交際相手等の人間関係や生活上の悩み相談を実施しています。（相談は無料、秘密は厳守）

① 電話相談・・・一般相談（相談者：女性相談員）

毎週月曜日～金曜日

10時00分～16時00分

② 面談相談（予約制）・・・一般相談（相談者：女性相談員）

毎週月曜日～金曜日（第2火曜日及び第4火曜日は除く）

10時00分～16時00分

③ 法律相談（予約制）・・・専門相談（相談者：女性弁護士）

毎月第2火曜日及び第4火曜日

13時00分～16時00分

※祝日・年末年始は休み

電話 0467-84-4772（直通）

場所 男女共同参画推進センター（日曜日、年末年始は休館）



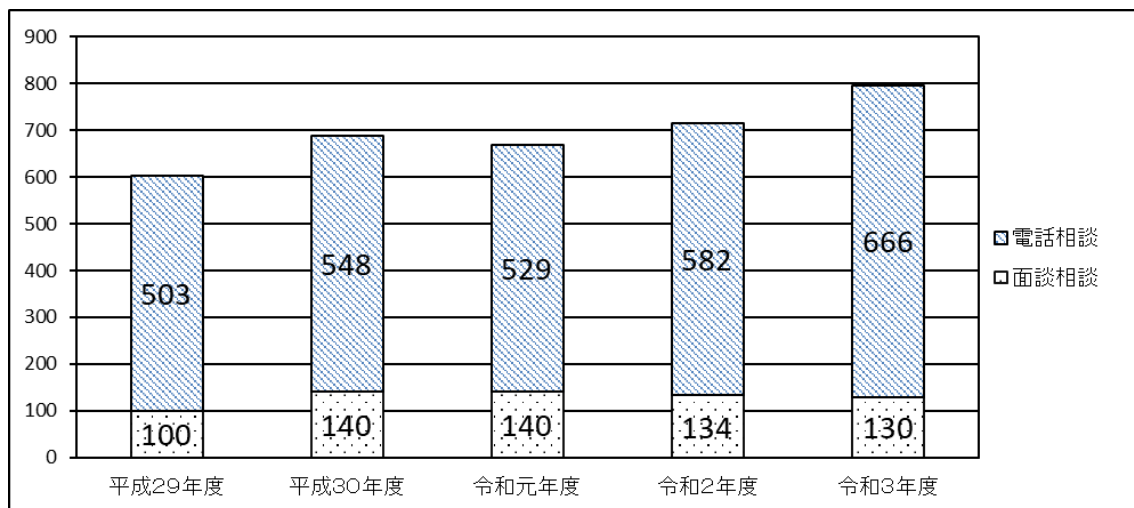
(3) 相談実績

令和3年度は、一般相談として電話相談が666件、面談相談が130件、合計で796件の相談がありました。また、専門相談として67件の法律相談がありました。

① 内容別相談件数

内 容	電話相談	面接相談	合 計
暴力	68	91	159
夫婦	167	28	195
家族・親族	133	7	140
対人関係	188	1	189
生活困窮等	14	0	14
求職	4	0	4
医療	81	0	81
その他	11	3	14
総合計	666	130	796

② 相談件数の推移



6 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体（令和4年9月現在）

茅ヶ崎市男女共同参画推進センター登録団体は、女性の社会参加の促進または地位の向上を目的として活動する団体として市と共催事業や研修会などを実施しています。

（1）国際ソロプチミスト茅ヶ崎

～ソロプチミスト とは～

“soror ソロ（姉妹）” “optima オプティマ（最善）” という二つのラテン語から採って作られた「女性のために最良」という意味です。国際ソロプチミストは4つの連盟（アメリカ、ヨーロッパ、グレートブリテン&アイルランド、サウス・ウエストパシフィック）から成る連合体で、123ヶ国、約3,100のクラブ、約9万人の会員を擁しています。国際ソロプチミストは管理職、専門職に就いている女性の世界的組織であり、「理解促進、提唱活動」を通して女性のグローバルボイスである。

〈活動目的〉

国際親善と理解および友情を通じて、女性の地位向上・高い倫理基準・万人の人権・平等・開発・平和を求め努力する。

〈活動内容〉

・周年記念事業

認証時：茅ヶ崎中央公園「ベンチ8脚」、5周年：ペルー「井戸掘り資金と緊急医療費」、10周年：茅ヶ崎市「デイクアーバス2台」、15周年：茅ヶ崎市「植樹ホルトノキ」、20周年：茅ヶ崎市図書館「太陽電池・電波時計」と茅ヶ崎市公園野球場「ハイブリット街路灯2基」、30周年：茅ヶ崎市市民ふれあいプラザ前庭「ソーラー式三面モニュメント時計」とハマミーナ「壁掛け時計」

・寄付

国際ソロプチミストアメリカ連盟、国際ソロプチミスト日本東リジョン、湘南つつみ苑（ジャンプの家）、小出川に親しむ会、ソロプチミスト日本財団、障害者地域作業所 工房「朱」、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金、茅ヶ崎障害者センター「湘南鬼瓦」、茅ヶ崎市社会福祉協議会、社会福祉法人「翔の会」、茅ヶ崎市文化振興基金茅ヶ崎市美術館、茅ヶ崎市図書館、日本語で心をつなぐ会、茅ヶ崎交響楽団、文教大学 文教ボランティアズ、アレセイア湘南高等学校、茅ヶ崎国際交流協会、かながわ都市緑化茅ヶ崎フェア ほか

〈活動日〉 毎月第3木曜日（13：30～15：30）

〈活動場所〉 市民ギャラリー ネスパ

〈ホームページ〉 <http://www.si-chigasaki.jp/>

〈設立〉 1986年5月21日（日本では198番目）

〈会員数〉 16人

〈連絡先〉 soroptimist.chigasaki@gmail.com



国際ソロプチミスト
ロゴマーク

（２）茅ヶ崎市食生活改善推進団体

〈活動目的〉

固定的性別役割分業を意識せず、公衆衛生の向上と食生活の改善を通じて男女の健康維持を支援する傍ら地域貢献活動として、男性の料理教室などに講師を派遣し、男性の地域参加を進めると共に女性の社会参加を促進する。食を通じた健康づくり活動を推進している。

〈活動内容〉

- ・茅ヶ崎市関係課の主催する料理教室や栄養教室への講師の派遣
- ・男性料理教室への講師派遣などによる食生活改善
- ・普及活動並びに健康維持を支援する事業の開催
- ・会員資質向上を目指して各種研修会の開催

〈活動日〉 毎月第４水曜日午前

〈活動場所〉 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ、各地域公民館

〈ホームページ〉 なし

〈設 立〉 １９７１年４月

〈正会員〉 ７６人

〈会 費〉 ３０００円／年

※会費３０００円の内訳（茅ヶ崎市食改５００円・茅波会２５００円）

〈会員募集〉 市の主催する「ちがさき健康づくり講座」を受け（一年間）終了した方が入会できます。

〈入会金〉 なし

〈会則等〉 あり

〈代表者〉 渡辺 馨（わたなべ かおる）

〈連絡先〉 渡辺 馨（わたなべ かおる）

電 話 ０４６７－８１－４４２５



(3) 茅ヶ崎市母子寡婦福祉会

〈活動目的〉

市内に居住する母子及び父子・寡婦の精神安定を図り、自立促進に努め、福祉向上に資する。

〈活動内容〉

- ・生活に関する相談指導
- ・会員相互の研修及び親睦を図るための会合、行事等
- ・母子家庭及び寡婦家庭に関する調査研究
- ・関係機関及び他の母子団体との連絡提携
- ・福祉会の運営資金を調達するための事業
- ・緊急母子貸付金に関する相談指導
- ・その他福祉会の目的達成に必要な事業

〈活動日〉 不定期に事業展開

〈活動場所〉 茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ、茅ヶ崎市内など

〈ホームページ〉 なし

〈設 立〉 1978年4月

〈正会員〉 33人

〈会 費〉 800円／年

〈その他費用〉 その時々に応じる

〈会費募集〉 随時

〈入会金〉 なし

〈会則等〉 あり

〈代表者〉 日下 春美（くさか はるみ）

〈連絡先〉 日下 春美（くさか はるみ）

電 話 0467-52-5281

FAX 0467-52-5281

ひとり親家庭の皆さんへ…
仲間づくりに
参加しませんか



茅ヶ崎市母子寡婦福祉会

(4) マザーアース茅ヶ崎

〈活動目的〉

全ての女性たちがもつ特性や個性を活かす場として、互いの人権と人格を尊び温かく
おおらかな人間関係のなかで社会参画をする集いとする。

カテゴリー別に問題を掘り下げ、男女問わず参加者全ての協力の下、問題の改善に力
を尽くす事とする。

〈活動内容〉

- ・ 防災分野における男女平等参画に関する学習（調査・研究）会の開催
- ・ 市民を対象に「ちがさき男女共同参画推進プラン」の目的に沿った男女平等参画推進
のためのイベントなどを企画開催
- ・ 「組織のあり方」を考える学習会、シンポジウムの開催

〈活動日〉月に1度の定例会 他イベント企画時は多数日

〈活動場所〉茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ

〈ホームページ〉<https://mother-earth-chigasaki.net/>

〈設 立〉2018年8月8日

〈会員数〉入退会という形式は取らず、参加型とする

〈入会金〉なし

〈会則等〉あり

〈代表者〉山田 秀砂（やまだ ひさ）

〈連絡先〉山田 秀砂（やまだ ひさ）

電 話 090-3236-6285

E-mail mother_earth@aroma.ocn.ne.jp



(5) ミクシテ 「ちがさき男女平等参画プラン」を推進する会

〈活動目的〉

学習と活動を通して、「ちがさき男女共同参画推進プラン」を推進し、多様性を認め合う男女平等のまちづくりをすすめる。

〈活動内容〉

- ・男女平等参画に関する学習（調査・研究）会の開催
- ・市民を対象に「ちがさき男女共同参画推進プラン」の目的に沿った男女平等参画推進のための講座などを企画開催
（6月の男女共同参画週間に合わせて講座を実施するなど含む）
- ・当事者の目線で、女性（男性）の人権に結びついた情報の発信（情報誌の発行）

〈活動日〉毎月1回木曜日夜 他に不定期

〈活動場所〉茅ヶ崎市男女共同参画推進センターいこりあ

〈ホームページ〉なし

〈設 立〉2004年12月

〈会員数〉11人

〈会 費〉正会員2000円/年、賛助会員1000円/年

〈会費募集〉随時

〈入会金〉なし

〈会則等〉あり

〈代表者〉松本 順子（まつもと じゅんこ）

〈連絡先〉松本 順子（まつもと じゅんこ）

電 話 0467-83-8493

FAX 0467-83-8493

E-mail tjyymatsu03@gmail.com



7 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター条例（抜粋）

平成9年12月25日

条例第24号

（趣旨）

第1条 この条例は、茅ヶ崎市男女共同参画推進センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置、名称及び位置）

第2条 男女共同参画社会の実現を目指し、市民に学習の機会及び活動の場を提供し、もって男女平等社会の更なる成熟に寄与するため茅ヶ崎市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
茅ヶ崎市男女共同参画推進センター	茅ヶ崎市新栄町12番12号

（休館日等）

第3条 センターの休館日及び開館時間は、規則で定める。

（使用することができる者）

第4条 センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する事業を行う者
- (2) 生涯学習に関する事業を行う団体で市長が適当であると認めるもの
- (3) その他市長が適当であると認める者

（登録）

第5条 前条第1号に規定する者が団体である場合において、当該団体が次の各号に掲げる要件のいずれをも具備するときは、登録を受けることができる。

- (1) 男女共同参画社会の形成を目的とする団体で一定の事業計画をもって活動していること。
- (2) 5人以上の者から構成される団体でその構成員の10分の7以上の者が市内に住所を有し、又は市内の事務所若しくは事業所に勤務し、若しくは市内の学校に在学していること。
- (3) 営利を目的としない団体であること。
- (4) 規約その他これに準ずるものを定めていること。

2 前項第4号の規約その他これに準ずるものには、次に掲げる事項が定められていなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事務所の所在地
- (4) 構成員の資格に関する事項
- (5) 代表者に関する事項
- (6) 会議に関する事項

（登録の取消し）

第6条 市長は、前条第1項の規定により登録を受けた団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第1項各号に掲げる要件を具備しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により登録を受けたとき。
- (3) その他市長が引き続き登録をすることが適当でないと認めたとき。

(使用の承認等)

第7条 センターを使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、第1項に規定する承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

第8条 市長は、センターの使用が、同一の者が同一の内容で7日以上連続して使用するもの又は例日を定めて使用するものであると認めるときは、使用を承認しないことができる。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項に規定する連続して使用することができる期間には、休館日を含まないものとする。

(使用の内容の変更等)

第9条 第7条第1項の規定によりセンターの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長の承認を受けなければならない。

- (1) センターの使用の承認を受けた内容の変更をしようとするとき。
- (2) センターの使用の承認を受けた使用時間の繰上げ（規則で定める受付期間の終期までに承認を受けて使用時間（別表に定める午後、夜間及び昼夜の使用区分に係るものに限る。）の前に使用することをいう。以下同じ。）又は延長（規則で定める受付期間の終期までに承認を受けて使用時間（別表に定める午前、午後及び昼間の使用区分に係るものに限る。）の後に使用することをいう。以下同じ。）をしようとするとき。

(使用の承認の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を中止させることができる。

- (1) 第7条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第7条第3項に規定する使用の承認の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により使用の承認を受けたとき。
- (5) 災害その他やむを得ない理由により市において緊急の必要が生じたとき。

(使用料)

第11条 使用者(第4条第3号に規定する者に限る。)は、別表に定める額の使用料を使用の承認を受けた際に納付しなければならない。

2 前項の規定は、第9条の規定によりセンターの使用の承認を受けた内容の変更又は使用時間の繰上げ若しくは延長の承認に係る使用料の納付について準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、使用者が国、地方公共団体又は市長が特別の理由があると認める団体の場合においては、別に納期限を指定することができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができるものとし、その額は、当該各号に定める額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額)とする。

(1) 国、県又は市が主催し、又は共催する事業のために使用するとき。 使用料の額の全額

(2) 国、県又は市が後援し、又は協賛する事業のために使用するとき。 使用料の額の10分の5に相当する額

(3) 市行政と密接な関係を有し、かつ、地域における自治活動を行うことを目的とする団体又は地域づくりを目的とする団体(市長が適当であると認めるものに限る。)がその目的のために使用するとき。 使用料の額の全額

(4) 前号に掲げるもののほか、公共的団体(市長が適当であると認めるものに限る。)がその目的のために使用するとき。 使用料の額の10分の3に相当する額

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 その都度市長が定める額

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が災害その他特別の理由があると認める場合においては、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(目的以外の使用等の禁止)

第14条 使用者は、使用の承認を受けた目的以外の目的でセンターを使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(販売行為等の禁止)

第15条 使用者及び入館者は、センター内において、物品の販売、広告、宣伝、寄附の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(特別の設備等の制限)

第16条 使用者は、センターに特別の設備をしようとするとき又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、センターの使用を終了したとき又は第10条の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用を制限され、若しくは使用を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復しないことを承認したとき

は、この限りでない。

(損害賠償)

第18条 使用者及び入館者は、センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(入館の制限等)

第19条 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(管理上の立入り)

第20条 使用者は、関係職員がセンターの管理のためその使用に係る施設に立入りを要求したときは、拒むことができない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年3月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

(茅ヶ崎市女性センター条例の廃止)

- 2 茅ヶ崎市女性センター条例（昭和57年茅ヶ崎市条例第22号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に旧条例による茅ヶ崎市女性センターの使用を承認された場合における使用料の還付及び施設又は器具等を破損し、又は滅失した場合における損害賠償又は原状回復については、なお従前の例による。

(使用の承認のの特例)

- 4 センターの使用の承認に関する手続については、この条例の施行の日前においても、この条例の例により行うことができる。

附 則（平成10年条例第4号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第42号）抄

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第4条の規定による改正前の茅ヶ崎市女性センター条例の相当規定により使用の手続をしたものとみなす。

附 則（平成14年条例第21号）

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の茅ヶ崎市女性センター条例別表の規定は、平成14年10月1日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成１７年条例第２８号）

この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年条例第２６号）

- １ この条例は、平成２５年４月１日から施行する。
- ２ この条例の施行前に改正前の茅ヶ崎市女性センター条例の規定によりされた処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の茅ヶ崎市男女共同参画推進センター条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成２６年条例第３０号）抄

（施行期日）

- １ この条例は、平成２６年１０月１日から施行する。
（茅ヶ崎市青少年会館等の使用料に係る経過措置）
- ４ 第３条、第５条、第９条、第１２条、第１８条及び第２３条に規定するそれぞれの条例の規定により設置された施設の使用の承認の申請が施行日前にされた場合における当該申請に対する承認に係る使用料については、第３条、第５条、第９条、第１２条、第１８条及び第２３条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- ５ 第５条、第９条、第１２条及び第２３条に規定するそれぞれの条例の規定により設置された施設の使用料の免除の申請が施行日前にされた場合に免除する使用料については、第５条、第９条、第１２条及び第２３条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第３号）抄

（施行期日）

- １ この条例は、令和元年１０月１日から施行する。
（茅ヶ崎公園体験学習センター等の使用料に係る経過措置）
- ９ 第３条から第５条まで、第９条、第１２条から第１４条まで、第２０条及び第２６条に規定するそれぞれの条例の規定により設置された施設の使用の承認の申請が施行日前にされた場合における当該申請に対する承認に係る使用料については、第３条から第５条まで、第９条、第１２条から第１４条まで、第２０条及び第２６条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第 11 条関係）

1 基本使用料

施設名	使用区分					
	午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
	午前 9 時から 午後 0 時 30 分まで	午後 0 時 30 分から午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 0 時 30 分から午後 9 時まで	午前 9 時から 午後 9 時まで
大会議室	円 2, 200	円 3, 030	円 (3, 770) 3, 350	円 5, 230	円 (6, 800) 6, 390	円 (9, 000) 8, 590
第 1 会議室	410	620	(830) 730	1, 040	(1, 460) 1, 360	(1, 880) 1, 780
第 2 会議室	940	1, 360	(1, 670) 1, 460	2, 300	(3, 030) 2, 820	(3, 980) 3, 770
第 3 会議室	410	620	(830) 730	1, 040	(1, 460) 1, 360	(1, 880) 1, 780
和室	1, 250	1, 670	(1, 990) 1, 780	2, 930	(3, 660) 3, 450	(4, 920) 4, 710
実習室	1, 360	1, 880	(2, 200) 1, 990	3, 240	(4, 080) 3, 870	(5, 440) 5, 230

備考 7 月から 9 月までにあつては、「午後 9 時」とあるのは「午後 9 時 30 分」とし、括弧内の額を適用する。

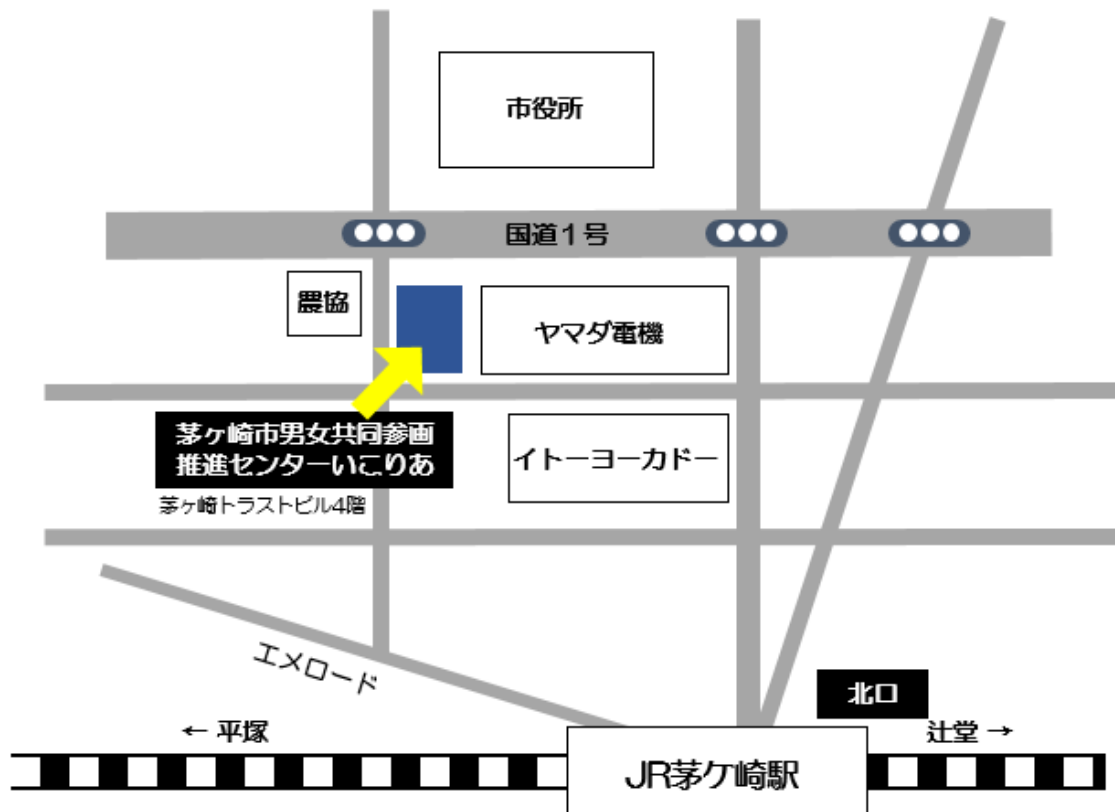
2 繰上使用料

使用時間の繰上げの承認を受けて使用する場合の当該繰上げに係る使用料は、1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とする。）につき、使用の承認を受けた使用区分（午後及び夜間にあつてはそれぞれの使用区分、昼夜にあつては午後の使用区分）に係る基本使用料の額の 10 分の 3 に相当する額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額）とする。

3 延長使用料

使用時間の延長の承認を受けて使用する場合の当該延長に係る使用料は、1 時間（1 時間に満たないときは、1 時間とする。）につき、使用の承認を受けた使用区分（午前及び午後にあつてはそれぞれの使用区分、昼間にあつては午後の使用区分）に係る基本使用料の額の 10 分の 3 に相当する額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額）とする。

8 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター 案内図



茅ヶ崎市男女共同参画推進センター いこりあ

茅ヶ崎市新栄町12-12 茅ヶ崎トラストビル4階

駐車場はございませんので、公共の交通機関を御利用ください。

なお、自転車でお越しの方は、地下の「新栄町第3自転車駐車場」を御利用ください。

ちがさ貴族
えぼし麻呂



令和3年度 茅ヶ崎市男女共同参画推進センター（いこりあ）事業概要

令和4（2022）年 10月発行

発行 茅ヶ崎市 文化生涯学習部 男女共同参画課

〒253-0044

神奈川県茅ヶ崎市新栄町12番12号

茅ヶ崎トラストビル4階

茅ヶ崎市男女共同参画推進センター いこりあ内

電 話 0467-57-1414

FAX 0467-57-1666

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

